

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

ドライバー保険
自動車運転者損害賠償責任保険

2021年1月1日
以降始期契約用

安心のゴールキーパーでありたい。

GK



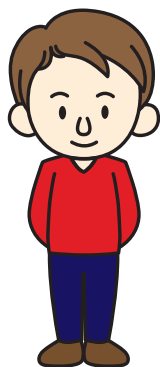
クルマの保険

あなたのカーライフを、守る。

運転は楽しいけれど、リスクもある。
GKクルマの保険は、一人ひとりのカーライフに
ぴったりの補償・オプションで、
もうひとつ上の安心をご提供します。



『GK クルマの保険・ドライバー保険』は、 お車をお持ちでない方が、 車を借りて運転するときのための自動車保険です。



僕は自分の車を持っていないけど、それでも、自動車保険って必要なの？

たとえば、こんなことはありませんか？

友人から車を借りる

レンタカーを借りる



お車をお持ちでなくても、事故を起こす可能性があります。だから、自動車保険が必要です。



『GK クルマの保険・ドライバー保険』は、車を運転するときの さまざまなリスクに対応した補償をご用意しています。

対人賠償保険または対物賠償保険のいずれか1つを必ずセットでご契約いただけます。

対人賠償保険には、自損傷害保険および無保険車傷害保険が自動セットされます。

対物賠償保険には、対物超過修理費用特約が自動セットされます。

相手への賠償

相手にケガをさせてしまい、
治療費や慰謝料が
必要になった。



対人賠償 保険

相手の方にケガをさせてしまった場合に、治療費や慰謝料、働けない間の収入などを補償します。万一、死亡した場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

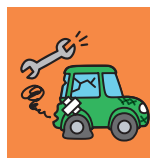
停車中の車に追突。
相手の方の車が壊れてしまい、
修理することになった。



対物賠償 保険

相手の方の車や電柱、塀などに損害を与えてしまった場合の修理費や、お車が線路へ立入り電車等を運行不能にしてしまった場合の振替輸送費用などを補償します。

相手の方の車の修理費が
時価額より高くなった。



対物超過 修理費用 特約

相手の方の車の修理費が時価額を上回った場合に、その差額を補償します。

詳しくは右ページをご覧ください。

おケガの補償

電柱にぶつかって、自分がケガをしてしまった。



自損傷害保険

お車を運転中の事故によりケガをした場合で、自賠責保険等からお支払いを受けられないときに、補償します。万一、死亡した場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

事故の相手が保険に入っていなかった。

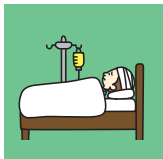


無保険車

無保険車傷害保険

無保険車との事故によりケガをして死亡した場合または後遺障害が発生した場合で、相手の方から十分な賠償が得られないときに、相手の方が負担すべき損害賠償額を補償します。

運転している自分や一緒に乗っている人がケガをしてしまった。



搭乗者傷害 (死亡・後遺障害) 特約

お車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合に補償します。



搭乗者傷害 (入通院／一時金) 特約 または 搭乗者傷害 (入通院／日数) 特約

お車に搭乗中の事故によりケガをして、入院や通院をした場合に、治療日数やケガに応じて補償します。また、搭乗者傷害(入通院／一時金)倍額払特約もご用意しています。

詳しくはP3～P5をご覧ください。

<補償の重複について>

対人賠償保険、対物賠償保険、自損傷害保険および無保険車傷害保険については、借りたお車の自動車保険や、記名被保険者またはそのご家族がご契約している自動車保険から保険金が支払われる場合があり、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故についてどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。他の自動車保険について、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、『GK クルマの保険・ドライバー保険』の補償の可否をご判断ください。

相手への賠償



対人賠償保険または対物賠償保険のいずれか1つを必ずセットしていただきます。

示談交渉サービス付

対人事故についての示談交渉はおまかせください。

対人賠償保険

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が借用自動車を運転中の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等の適用がある場合は、自賠責保険等により支払われる金額を超える部分に限ります。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用 ● 権利保全行使費用 ● 緊急措置費用 ● 示談交渉費用 ● 争訟費用

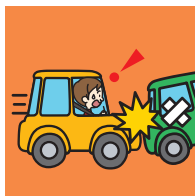
保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、記名被保険者の故意によって発生した損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波、台風・洪水・高潮によって発生した損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うことによって発生した損害
- 借用自動車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- 次のいずれかに該当する事故により、記名被保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害
・記名被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転中に発生した事故
・自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転中に発生した事故

- 次のいずれかに該当する方が死傷したことにより、記名被保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害
・記名被保険者の配偶者
・記名被保険者の父母またはお子さま。ただし、記名被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り、
・記名被保険者の業務に従事中の従業員

被保険者

記名被保険者です。



対人賠償保険または対物賠償保険のいずれか1つを必ずセットしていただきます。

示談交渉サービス付

対物事故についての示談交渉はおまかせください。

対物賠償保険

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が借用自動車を運転中の事故により他人の財物に損害を与えること、または借用自動車の運転中に誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等^(注)を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用 ● 権利保全行使費用 ● 緊急措置費用 ● 落下物取片づけ費用
- 原因者負担費用 ● 示談交渉費用 ● 争訟費用

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、記名被保険者の故意によって発生した損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波、台風・洪水・高潮によって発生した損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うことによって発生した損害
- 借用自動車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- 次のいずれかに該当する事故により、記名被保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害
・記名被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転中に発生した事故
・自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転中に発生した事故

- 次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物について損害が発生したこと、または次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する電車等^(注)が運行不能となったことにより、記名被保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害
・記名被保険者またはその配偶者
・記名被保険者の父母またはお子さま。ただし、記名被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り、

被保険者

記名被保険者です。

対物超過修理費用特約

保険金をお支払いする主な場合

ご契約の対物賠償保険で対物賠償保険金をお支払いする事故により、相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際に負担した場合に、「差額×過失割合」(50万円限度)を限度に対物超過修理費用保険金をお支払いします。^(注)

ただし、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理完了された場合に限り、

(注) 対物賠償保険金をお支払いするのみに限り、

保険金をお支払いしない主な場合

- 対物賠償保険と同じです。

被保険者

対物賠償保険と同じです。

Q



事故が起きたら、自分で相手の方と交渉する必要がありますか？

A



いいえ。示談交渉は当社におまかせください。

対人・対物事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申し出により、以下のケースを除いて当社が被保険者のために示談交渉をお引き受けします。^(注)

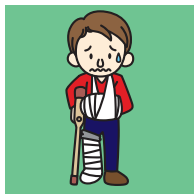
示談交渉をお引き受けできないケース

- ・正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合 等

(注) 対人事故は対人賠償保険をセットした場合、対物事故は対物賠償保険をセットした場合に限り、

示談交渉サービス

おケガの補償



対人賠償保険付き契約に自動セットされます。

自損傷害保険

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が借用自動車を運転中に電柱に衝突し運転者が死亡した場合等、自損事故^(注1)により、借用自動車に搭乗中の記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族、それらの方の別居の未婚のお子さまがケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、後遺障害によって介護が必要と認められる場合^(注2)、入院または通院した場合に次の保険金をお支払いします。

- 死亡した場合に、被保険者1名につきそれぞれ1,500万円を死亡保険金としてお支払いします。^(注3)
- 後遺障害が発生した場合に、その程度に応じて被保険者1名につきそれぞれ50万円～2,000万円を後遺障害保険金としてお支払いします。
- 後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合^(注2)に、被保険者1名につきそれぞれ200万円を介護費用保険金としてお支払いします。
- 事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の5区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	治療日数 ^(注4)	ケガ	金額
①	1日以上5日未満	—	5,000円
②	5日以上	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外	5万円
③		骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	15万円
④		上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	25万円
⑤		脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	50万円

(注1) 自賠責保険等または政府の保障事業からお支払いを受けられない事故(相手がいない事故、歩行者・自転車との事故や相手に過失がない事故など)をいいます。

(注2) 普通保険約款(別表1)後遺障害等級表の2の第1～2級、第3級③④の後遺障害を被った場合に限りです。

(注3) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、その額を差し引きます。

(注4) 入院または通院した実治療日数をいいます。

被保険者

次のいずれかに該当する方^(注)です。

- 借用自動車を運転中の記名被保険者
- 記名被保険者が運転している借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗している次のいずれかに該当する方
 - ・記名被保険者の配偶者
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま

(注) 極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生したケガ
- 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生したケガ
- 借用自動車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生したケガ
- 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に発生したケガ
- 記名被保険者の無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に発生したケガ
- 闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に発生したケガ
- 脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に発生したケガ
- ケガが保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した場合は、その方の受け取るべき金額
- 微傷に起因する創傷感染症(丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等)
- 記名被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転中に発生したケガ
- 自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転中に発生したケガ

Q



私も配偶者も車を持っていませんが、ともに車を借りて運転します。『GK クルマの保険・ドライバー保険』を一人ずつ契約する必要がありますか？

A



はい。運転される方ごとにご契約いただく必要があります。『GK クルマの保険・ドライバー保険』では、記名被保険者が運転中の事故を補償しますので、配偶者の方も運転をされる場合は、配偶者の方を記名被保険者とするご契約も必要です。

Q



親戚の車を約1年半借りて運転する予定です。『GK クルマの保険・ドライバー保険』を契約していいですか？

A



いいえ。『GK クルマの保険・ドライバー保険』は、1年以上を期間とする貸借契約により借りた車は補償の対象とはなりません。ご契約の方法については取扱代理店または当社までお問合わせください。

無保険車



対人賠償保険付き
契約に自動セット
されます。

無保険車傷害保険

保険金をお支払いする主な場合

無保険車^(注1)との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合で、十分な賠償を受けられないときに、損害^(注2)について、賠償義務者がある場合に限り被保険者1名につきそれぞれ2億円を限度に無保険車傷害保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用

(注1) 対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。

(注2) 損害とは相手の方が負担すべき損害賠償額をいいます。

※自賠責保険等により支払われるべき金額等を差し引いて保険金をお支払いします。

被保険者

次のいずれかに該当する方^(注1)^(注2)です。

- 記名被保険者
- 記名被保険者の配偶者
- 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- 「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- 上記以外で、記名被保険者が運転している借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

(注1) 極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の方を除きます。

(注2) 事故後に生まれたこれらの方の胎児を含みます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波、台風・洪水・高潮によって発生した損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- 借用自動車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に発生したケガによる損害
- 記名被保険者の無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に発生したケガによる損害
- 承諾を得ないで自動車に搭乗中にその本人に発生したケガによる損害
- 闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に発生したケガによる損害
- 脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に発生したケガによる損害
- 次のいずれかに該当する方が自動車を運転している場合に、その本人に発生したケガによる損害
 - ・記名被保険者の配偶者
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- 被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車に搭乗中にその本人に発生したケガによる損害
- 自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車に搭乗中にその本人に発生したケガによる損害
- 損害が保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した場合は、その方の受け取るべき金額
- 微傷に起因する創傷感染症^{たんどく りんぼせんえん はいけつしやう}（丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等）による損害
- 次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合
 - ・被保険者の配偶者
 - ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限りします。
 - ・被保険者の使用者。ただし、被保険者が使用者の業務に従事している場合に限りします。
 - ・被保険者の使用者の業務に無保険車^(注)を使用している同僚。ただし、被保険者が使用者の業務に従事している場合に限りします。
- 次のいずれかに該当する方の運転する無保険車^(注)によってケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合
 - ・被保険者の配偶者
 - ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限りします。
- 借用自動車に適用される対人賠償保険によって補償が受けられる場合
- 借用自動車以外の自動車に競技・曲技等のために搭乗中、または、これらを行うことを目的とする場所において搭乗中にその本人に発生したケガによる損害

(注) 対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。

保険のできるエコ、はじめよう

eco保険証券とWeb約款をおすすめします!

eco保険証券とWeb約款は、パソコンやスマートフォン等を利用して、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)でご契約内容や『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご覧ください。



ご契約時のご選択	概要
eco保険証券・Web約款	書面の保険証券・保険契約継続証と『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』はお届けませんが、代わりに「eco保険証券」のご利用方法を記載した『ご契約内容 確認方法のご案内(eco保険証券専用ハガキ)』(以下『専用ハガキ』といいます。)をお届けします。『専用ハガキ』に記載のご利用方法に沿って、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」の利用登録を行い、ご契約内容をご確認ください。
Web約款	書面の『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』はお届けませんが、書面の保険証券・保険契約継続証はお届けします。

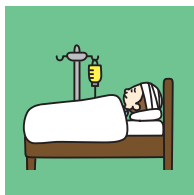
「eco保険証券・Web約款」や「Web約款」を新たにご選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。

※法人のご契約者さま向けには「法人eco保険証券」をご用意しています。詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

万一、継続手続きを忘れてしまった場合

継続手続特約をセットした場合、長期のお出かけなどで継続手続きを忘れたときでも補償を継続します。

おケガの補償



オプション

すべてのご契約に
セットできます。

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が運転中の借用自動車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合に、次の保険金をお支払いします。

- 事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、被保険者1名につきそれぞれ保険金額の全額(注1)を死亡保険金としてお支払いします。
- 事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合に、その程度に応じて被保険者1名につきそれぞれ保険金額の4%~100%を後遺障害保険金としてお支払いします。(注2)

(注1) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きます。

(注2) 180日を超えて治療が必要な場合は、医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。なお、被保険者からの請求がある場合には、181日目における医師の診断に基づくことができます。

被保険者

記名被保険者が借用自動車を運転している間において、借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方(注)です。

(注) 極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生したケガ
- 戦争・外国の武力行使・暴動・核燃料物質等によって発生したケガ
- 借用自動車を競技・曲技等のために使用すること、またはこれらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生したケガ
- 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に発生したケガ
- 記名被保険者の無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に発生したケガ
- 承諾を得ないで借用自動車に搭乗中に発生したケガ(注)
- 闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に発生したケガ
- 脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に発生したケガ
- ケガが保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した場合は、その方の受け取るべき金額
- 微傷に起因する創傷感染症(丹毒、リンパ管炎、敗血症、破傷風等)
- 記名被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転中に発生したケガ
- 自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転中に発生したケガ

(注) 被保険者が正当な権利を有する方以外の方の承諾を得ており、かつ、被保険者がその方を正当な権利を有する方であると信じたと合理的な理由がある場合を除きます。



オプション

搭乗者傷害(入通院/
日数)特約と同時に
セットできません。

搭乗者傷害 (入通院/一時金)特約

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が運転中の借用自動車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の5区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	治療日数(注)	ケガ	金額
①	1日以上 5日未満	—	1万円
②	5日 以上	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外	10万円
③		骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	30万円
④		上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
⑤		脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円

(注) 入院または通院した実治療日数をいいます。

被保険者

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約と同じです。

さらに



オプション

搭乗者傷害(入通院/
一時金)特約付き契約
にセットできます。

搭乗者傷害 (入通院/一時金) 倍額払特約

搭乗者傷害(入通院/一時金)特約の保険金の額を2倍にして、医療保険金をお支払いします。

被保険者

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約と同じです。

または



オプション

搭乗者傷害(入通院/
一時金)特約と同時に
セットできません。

搭乗者傷害(入通院/日数)特約

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が運転中の借用自動車に搭乗中の事故によりケガをした場合に、事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した実治療日数に対して、被保険者1名につきそれぞれ次の金額を医療保険金としてお支払いします。

- 入院日数1日につき入院保険金日額
- 通院日数1日につき通院保険金日額(90日限度)

被保険者

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約と同じです。

保険料について

1. 等級別料率制度

1~20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度です。なお、ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

1年間無事故なら
1等級アップ



保険金支払対象事故があったら
1件につき3等級ダウン^(注1)



(1) 新たにご契約される場合

6等級(割引19%)からのスタートとなります。事故有係数適用期間は0年です。

(2) 継続してご契約される場合^(注2)

【事故がなかった場合】

ご契約の保険期間が1年^(注3)で事故有係数適用期間が0年の場合、保険期間中無事故であれば、継続契約の等級が1つ上がり、「無事故」の割増引率が適用されます。なお、事故有係数適用期間は0年のままです。ただし、「ご契約の満期日(もしくは解約日)」または「ご契約の満期日(もしくは解約日)の翌日から7日以内」に継続いただくことが条件となります。

【無事故】の割増引率

等級	割増			割引																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率	64%	28%	12%	2%	13%	19%	30%	40%	43%	45%	47%	48%	49%	50%	51%	52%	53%	54%	55%	63%

【事故があった場合】

ご契約の事故有係数適用期間が0年の場合、3等級ダウン事故が発生したときは、継続契約の等級が事故1件につき3つ下がり、事故有係数適用期間が事故件数により3年または6年となって継続契約に「事故有」の割増引率が適用されます。^(注1)

【事故有】の割増引率

等級	割増			割引																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率	64%	28%	12%	2%	13%	19%	20%	21%	22%	23%	25%	27%	29%	31%	33%	36%	38%	40%	42%	44%



3等級ダウン事故があった場合、「事故有」の割増引率が事故によりダウンする等級の数と同じ年数(事故有係数適用期間)適用され、その後、「無事故」の割増引率に戻ります。既に「事故有」の割増引率が適用されているご契約で事故があった場合は、継続契約の事故有係数適用期間が長くなります。ただし、上限は「6年」です。

前年の発生事故	事故有係数適用期間
3等級ダウン事故 1件	3年

(注1) 継続手続きがなされた後であっても等級、事故有係数適用期間を修正することがあります。また、ノーカウント事故の場合は取扱いが異なります。

(注2) 継続前のご契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済の場合は、取扱いが異なります。

(注3) 保険期間が1年に満たない短期契約の場合、取扱いが異なります。

※1等級~6等級は、「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率が同じです。

2. ドライバー保険年令区分

ご契約の始期日時点の記名被保険者の年令に従い、次の年令区分が適用されます。

21才以上

21才未満

3. 払込方法

全額を一括して払い込む方法となります。便利なキャッシュレスで払い込みいただけます。

●口座振替 ●クレジットカード払(登録方式) ●払込票払 ●スマホ決済



※1 クレジットカード払(登録方式)および払込票払は、取扱代理店やご契約内容によってはご選択いただけない場合があります。

※2 保険期間の途中での払込方法の変更はできません。

用語のご説明

このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

用語	説明	用語	説明
カ行 解約日	保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
記名被保険者	運転免許をお持ちの方で、保険証券・保険契約継続証に記載された被保険者をいいます。	タ行 治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下(原動機の総排気量が50cc超125cc以下または定格出力が0.60キロワット超1.00キロワット以下の側車付の二輪車は除きます。)のものをい、その他のものは原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 ^(注) のないものを除きます。 (注) 脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等により客観的に証明できる異常所見をいいます。	ナ行 入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
サ行 始期日	保険期間の初日をいいます。	ハ行 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
事故有係数適用期間	「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日時点における残り年数) ^(注) のことをいいます。 (注) 事故有係数適用期間が0年の場合は、「無事故」の割増引率を適用します。	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券・保険契約継続証記載の保険期間をいいます。
借用自動車	次の条件をすべて満たす自動車をいいます。ただし、「記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居の親族が所有する自動車」および「記名被保険者が役員である法人が所有する自動車」を除きます。 ・記名被保険者が使用について正当な権利を有する方の承諾を得て使用または管理中の自動車であること。ただし、記名被保険者が正当な権利を有する方以外の承諾を得ており、かつ、記名被保険者がその方を正当な権利を有する方であると信じたことに合理的な理由がある場合を含みます。 ・自家用3車種 ^(注) 、二輪自動車または原動機付自転車であること。 (注) 自家用3車種とは、用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
		保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
		保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
		保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
		マ行 満期日	保険期間の末日をいいます。
		未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
		免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

万一の事故のとき

お客さま安心サポート 事故の発生から解決まで安心しておまかせください！ (事故の内容やご契約の状況等によっては、対応できない場合があります。)

事故発生!

事故解決!

何をすればいいんだろう…

安心して私の事故対応をまかせたい…

今、どうなっているのかな…

おまかせクイック対応! 代わって安心サービス

夜間・休日でも事故受付時にお客さまのご要望に応じて、相手の方や医療機関・修理工場やレンタカー会社などへお客さまに代わってご連絡します。



まかせて安心! 示談交渉サービス

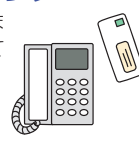
お客さまに代わって相手の方との示談交渉を行います。

詳しくはP2



タイムリーな状況報告! 安心コール・安心レター

対応の経過をお客さまに定期的にご報告して安心をご提供します。



事故受付センター

事故は 365日

0120-258-365 (無料)

24時間365日受付!

関係先へご連絡

事故の発生からサポート!



保険金お支払センター

全国166か所の拠点網!

〈2020年4月現在〉

事故の解決までサポート!



年間約2,531,000件の解決実績 〈2019年度〉

*「ご契約者さま専用ページ」や当社ホームページより、インターネットからも事故のご連絡ができます。

1 DAY保険

クルマを借りたら忘れずに

お車をお持ちでない方向けに、24時間単位の自動車保険もご用意しています。(24時間単位型自動車運転者保険)

借りるお車をあらかじめ指定し、スマートフォン等からご加入いただく保険です。1回のお申込みで最長連続7日分までご加入いただけます。詳細については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

24時間単位でご契約

スマートフォンで手続完結

複数回利用で割引

お車購入時の自動車保険への特典

ご注意ください事項

〈ご契約について〉

- 保険期間は1年間です。また、1年に満たない短期契約もご契約可能です。
- 保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。
- 満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

〈共同保険の場合について〉

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。(なお、共同保険の引受保険会社およびそれぞれの会社の引受割合は決定次第ご案内します。)

〈取扱代理店について〉

- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領取・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

〈個人情報について〉

- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

〈引受保険会社の経営が破綻した場合について〉

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

〈その他〉

- このパンフレットは、『GKクルマの保険・ドライバー保険』〈自動車運転者損害賠償責任保険〉の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】 平日 9:00~19:00
土日・祝日 9:00~17:00

(年末年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は 365日
0120-258-365 (無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク) 0120-632-277 (無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00~19:00 土日・祝日9:00~17:00 (年末年始は休業させていただきます)
<https://www.ms-ins.com>